

○南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例

〔昭和 62 年 3 月 9 日〕
条 例 第 1 号

改正 平成 12 年 12 月 11 日条例第 3 号

（目的）

第 1 条 この条例は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 42 年条例第 6 号）第 11 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当の種類）

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

（1） 廃棄物処理業務手当

（廃棄物処理業務手当）

第 3 条 廃棄物処理業務手当は、南空知公衆衛生組合に勤務する職員で、廃棄物処理業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は月額とし、1 月につき 4,000 円を支給する。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第 4 条 この条例に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 11 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。